



差別解消支援地域協議会における これまでの取組について

芦屋市福祉部障がい福祉課

障がい者差別解消支援地域協議会の役割

1 趣旨

社会生活を営む上での困難を有する障がいのある人に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、

①地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有する

②関係機関等の役割に応じて、障がい者差別を解消するための取組を行うネットワークを構築するため、障害者差別解消法に基づき設置する。

これまでの主な取り組みについて

- 1 障がいを理由とした差別の解消の推進にかかる
プロジェクトチームの設置及び活動
⇒市職員が取り組むべき事項について検討し、障がいに対する理解促進や適切な対応・支援につなげるための「職員対応ガイドライン」の作成等を実施
- 2 関係機関における「障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取り組み」の共有

これまでの主な取り組みについて

3 障がい者差別解消条例制定に向けた取り組み

⇒令和3年1月に「芦屋市障がいを理由とする差別のない」
誰もが共に暮らせるまち条例」を制定

※条例を多くの方に知っていただくため愛称名を募集。

選考の結果、「芦屋市共に暮らすまち条例」に。

※詳細は本日配布しています「お互いを支えあい思いやる
まち あしや」の資料をもとに説明します

4 個別の相談事例についての協議

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和3年1月施行）

目的

障がいを理由とする差別の解消に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、差別の解消を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する。

条例の主な構成

前文

「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する」ことを目的として制定された本条例の趣旨を明らかにしています

目的・基本理念・定義

条例の目的とその目的を実現するための障がいを理由とする差別の解消に関する基本理念を定めています

不当な差別的取扱いの禁止

市・市民・事業者が障がいのある人に対して正当な理由なく障がいを理由とする差別的な取扱いを禁止しています

市の責務 事業者・市民の役割

市の責務と事業者・市民の役割をそれぞれ定めています
※市及び事業者の合理的配慮の提供についても定めています

差別解消のための施策

障がいを理由とする差別を解消するための施策を定めています

相談・助言等

市又は市が委託する相談機関は障がいを理由とする相談に的確に応じるとともに、その解決に向けての対応を定めています

差別の種類

障がい者を理由とする差別は、①不当な差別的取扱いをすること と ②合理的配慮を提供しないこと である。

不当な差別的取扱いとは

正当な理由がないのに、障がい者を理由にサービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限するなど障がいのある人の権利利益を侵害すること

市・市民・事業者



してはならない

合理的配慮とは

障がいのある人から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて必要かつ適当な現状の変更や調整を行うこと

市



してはならない

事業者

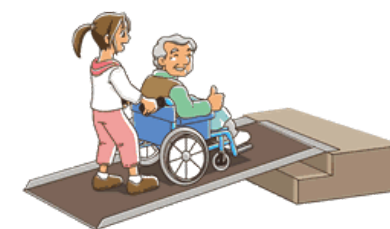


努力義務



合理的配慮提供支援助成事業（令和3年1月1日より事業開始）

合理的配慮の提供の推進のため、市内の民間事業者に対し、合理的配慮の提供について要する費用の一部（助成限度額あり。対象経費の2分の1助成。ただしR4.3月末までは全額助成）を助成することにより、合理的配慮の提供を容易に行うことが出来るよう支援。（階段・事業所入口の手すり設置など助成）



合理的配慮の提供の推進に係る取組について（今後の検討事項）

取組の目的

「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の施行に併せて、民間事業者が実施する合理的配慮の提供について、かかった費用の一部を助成する「合理的配慮提供支援助成制度」を創設しましたが、さらなる合理的配慮の提供を推進するため、合理的配慮の提供を行っている店舗等にステッカー等を配布することで、障がいのある人が安心して利用できる、暮らしやすいまちとなるよう取り組む。

事業概要

▶ 合理的配慮の提供を行っている実施店舗等を募集

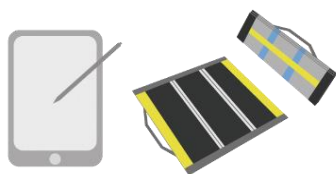
※提供支援助成事業の利用の有無は問わない



簡易スロープを完備している

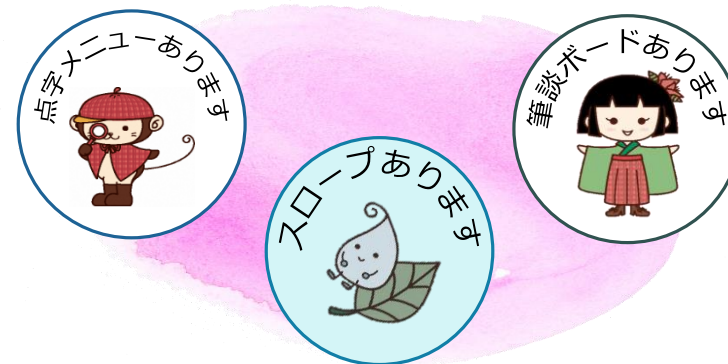


音声対応メニューを設置している



コミュニケーションボード等を設置している

▶ 店舗先にステッカーを貼ってもらい周知



▶ あしやねっと♪のバリアフリー情報のページに掲載し活用してもらう

*「合理的配慮」を広く周知するため、事業者に参加していただきやすい仕組み

*障がいのある人が外出しやすい・利用しやすいよう、「合理的配慮」を実施している店舗等事業者が確認できる仕組み

→多くの事業者に参加していただけるような実施方法を検討

▶ 合理的配慮の提供を行っている実施店舗等を募集

◎合理的配慮提供支援助成事業実施事業者

◆「合理的配慮の提供」を実施している事業者（助成事業の利用の有無は問わない）

手上げ制（該当箇所（内容）がわかる写真などを添付し合理的配慮の実施内容を申請）



▶ 店舗先にステッカーを貼ってもらい周知

◆カテゴリ別のステッカーを貼り、どのような「合理的配慮」が実施されているか確認できるようにする

▶ あしやねっと♪のバリアフリー情報のページに掲載し活用してもらおう

◆情報ポータルサイト「あしやねっと♪」の「バリアフリー情報」のページに掲載し、外出時等活用いただくことで外出しやすい環境を整備。「あしやねっと♪」の利用促進につなげていく。